

松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業実施要綱

制定 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場である松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン（以下「緩和型サロン」という。）の活動を支援することにより、高齢者の心身の機能の維持・向上及び介護予防の地域展開を推進することを目的として、緩和型サロン活動の支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、松山市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(参加対象者)

第 3 条 緩和型サロンの参加対象者は、原則、本市に住所を有する 65 歳以上の高齢者とする。ただし、65 歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

(支援内容)

第 4 条 事業の支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 緩和型サロンに対する総合的支援
- (2) 緩和型サロン活動に係る経費の全部又は一部に対する財政的支援
- (3) その他活動を実施するために必要な支援

(緩和型サロン活動主体)

第 5 条 事業において支援対象となる緩和型サロン活動主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を持たない非営利の団体であること。
- (2) 政治又は宗教を目的としない団体であること。
- (3) 緩和型サロンを自主的に運営する団体であること。
- (4) 本市の他の事務事業による補助金の交付その他の助成を受けていないこと。
- (5) 本市の他の事務事業の団体登録等を行っていないこと。

(6) 次条に定めるサロン活動登録者がおおむね5名以上である住民組織の団体であること。ただし、親族のみで構成される団体その他の活動の実態が親族との交流に限定される団体を除く。

(サロン活動登録者)

第6条 サロン活動登録者は、原則、本市に住所を有する65歳以上の高齢者とする。

2 高齢者が登録できるサロンは、松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱（平成29年3月31日制定）第12条第1項に定めるサロン活動主体と通算して2か所までとする。

(サロン代表者)

第7条 緩和型サロン活動主体は、当該サロン活動登録者のうちから代表者（以下「サロン代表者」という。）を1名置かなければならない。

2 サロン代表者は、原則、サロン開催地区（松山市介護保険事業計画に規定する「日常生活圏域」をいう。）に居住する者とする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(開催回数)

第8条 緩和型サロン活動主体は、月に1回以上、緩和型サロンを定期的に開催しなければならない。ただし、やむを得ず開催できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(活動時間)

第9条 緩和型サロンの活動時間は、原則30分以上とする。ただし、やむを得ず活動できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 緩和型サロンの活動時間及び時間帯については、サロン活動登録者のニーズ等を考慮し、緩和型サロン活動主体が決定するものとする。

(活動拠点)

第10条 緩和型サロンの活動拠点は、原則、市内の公民館等の公共施設、サロン活動登録者の自宅その他これらに準じる場所とし、継続的に実施可能であるものでなければならない。

2 緩和型サロンの活動拠点は、複数のサロンが同じ活動拠点とすることができる。ただし、他の地域活動等の妨げにならないよう十分考慮しなければならない。

(活動内容)

第 1 1 条 緩和型サロン活動主体は、介護予防に資すると判断する活動として別に定める内容を必ず 1 5 分以上実施しなければならない。ただし、やむを得ず実施できないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 緩和型サロン活動主体は、地域支援事業に関する調査、実地点検、効果測定及び研修会等への参加に協力しなければならない。

3 第 1 項及び前項に定めるもの以外の活動内容については、当該緩和型サロン活動主体が決定するものとする。この場合において、緩和型サロン活動主体は、第三者から見て不適切な活動を行ってはならない。

4 緩和型サロン活動主体は、原則、緩和型サロンを活動拠点で行うものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(活動登録)

第 1 2 条 活動に係る支援を受けようとする緩和型サロン活動主体は、松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業登録申請書（様式第 1 号）及び活動登録者名簿（様式第 2 号）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、登録の可否を決定し、登録を決定したときは、松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業登録決定通知書（様式第 3 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(総合的支援)

第 1 3 条 市は、この要綱の規定を満たす緩和型サロン活動主体に対し、相談受付、介護予防に有効な情報提供等の継続的な介護予防活動ができるために必要な総合的支援を行うものとする。

(財政的支援)

第 1 4 条 市は、この要綱の規定を満たす緩和型サロン活動主体に対し、緩和型サロン活動支援金として、緩和型サロン活動に係る全部又は一部の経費に対し、財政的支援を行うことができる。

2 前項に定める財政的支援の金額等は、次のとおりとする。

財政的支援	金額	支援対象経費
緩和型サロン活動支援金	支援対象経費に相当する額を超えない範囲でその都度定める 2, 0 0 0 の倍数の額以下の額。ただし、1 回当たりの参加者の数が 4 人以上であり、かつ、月 1 回以上緩和型	消耗品費、通信費、光熱水費、印刷費、研修費、謝金又は会場使用料に係る経費であってこの要綱に基づく活動に係るもの

	サロンを開催した月数に1回当たりの参加者の数が3人であり、かつ、月2回以上緩和型サロンを開催した月数を加えて得た月数に2,000円を乗じて得た額を上限とする。	
--	--	--

3 緩和型サロン活動主体は、前項に定める財政的支援の金額に相当する額について、当該年度にかかる決算額確定時又は登録解除時において余剰金が生じた場合は、これに相当する額を市に返還しなければならない。

(コーディネーターの配置)

第15条 事業を適切かつ円滑に運営することができるよう、緩和型サロン活動を包括的に支援する観点から、コーディネーターを配置することができる。

(登録解除)

第16条 第12条第1項の登録を解除する緩和型サロン活動主体は、松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業登録解除届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第17条 緩和型サロン活動主体が次のいずれかに該当するときは、市は、第12条第1項の登録を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に市からの財政的支援を受けているときは、これに相当する額を返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により財政的支援を受けたことが判明したとき。

(2) その他登録が不相当と認めたとき。

(個人情報の保護)

第18条 緩和型サロン活動主体は、緩和型サロンの活動に関して収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定等を踏まえ、プライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動をやめた後も、同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 1 2 条関係）

松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業
登録申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者（サロン代表者）

住 所

氏 名

（連絡先： _____）

次の内容で活動したいので、緩和型サロンの登録を申請します。

サロン名			
開催回数	☐ 月 1 回 ☐ 月 2 回 ☐ 月 3 回 ☐ 週 1 回 ☐ 週 2 回以上		
活動拠点	活動場所		
	所在地	松山市	
活動内容	☐ 体操 ☐ 脳トレーニング (要綱第 1 1 条第 1 項の規定による活動)		どちらか 1 つ又は両方
	上記以外の主な活動（ _____ ）		
活動登録者	名	<u>※ 5 名以上の登録が必要です。</u>	
その他	☐ 親族のみで構成される団体その他の活動の実態が親族との交流に 限定される団体ではありません。 (該当する場合は、レ点を入れる。)		

※添付書類 活動登録者名簿（様式第 2 号）

活動登録者名簿

	氏 名	住所（町名のみでも可）	生年月日
1			M T S 年 月 日生 （ 歳）
2			M T S 年 月 日生 （ 歳）
3			M T S 年 月 日生 （ 歳）
4			M T S 年 月 日生 （ 歳）
5			M T S 年 月 日生 （ 歳）
6			M T S 年 月 日生 （ 歳）
7			M T S 年 月 日生 （ 歳）
8			M T S 年 月 日生 （ 歳）
9			M T S 年 月 日生 （ 歳）
10			M T S 年 月 日生 （ 歳）
11			M T S 年 月 日生 （ 歳）
12			M T S 年 月 日生 （ 歳）
13			M T S 年 月 日生 （ 歳）
14			M T S 年 月 日生 （ 歳）
15			M T S 年 月 日生 （ 歳）

※記入できない場合は、複数枚の提出となります。

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

松山市長

印

松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業
登録決定通知書

月 日付で申請のあった松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業の
緩和型サロン活動主体として登録が決定しましたので通知します。

様式第4号（第16条関係）

松山市ふれあい・いきいき緩和型サロン活動支援事業
登録解除届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

サロン代表者

住 所

氏 名

（連絡先： ）

次のとおり、緩和型サロンの登録を解除したいので、届出をします。

サロン名	
登録解除日	年 月 日
登録解除 理由	